

伊是名村植物工場整備事業補助事業者公募要領

1. 事業の目的

本村の農業は、夏場の強い日差しや台風等で園芸栽培が難しく、比較的自然災害に強いさとうきびが主流となっている。一方、付加価値の高い園芸作物の栽培を望む農家は多く、園芸栽培を確立する必要がある。

沖縄離島活性化推進事業を活用し、現在利用されていない鉄骨ハウスを植物工場として有効活用するため、その経費について民間等へ補助する。植物工場を整備することにより、新たな雇用の場を生み出すこと及び、新たな作物の安定的な生産を確立することにより、本村の産業振興、活性化に寄与することを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 事業名 伊是名村植物工場整備事業
- (2) 事業実施場所 別紙
- (3) 事業内容 新たな農産物として「イチゴ」を栽培することを目的とする。
 - ア 日照、気温等の条件を制御することで、イチゴの生育環境を最適化できる植物工場を整備する。
 - イ 植物工場でイチゴ栽培をする就農者のための育成研修を行う。
※ 就農者については、本村で募集し、補助事業者とのマッチングを行うこととする。
 - ウ 事業を推進するためのウェブサイトを構築する。
- (4) 補助事業期間 交付決定日から平成30年3月30日まで
- (5) 補助対象経費 伊是名村活性化推進事業費補助金交付要綱別表に定める経費とする。
- (6) 補助率及び補助金上限額
 - ア 補助率：補助対象経費の8/10以内（事業者負担2/10以上）
 - イ 補助金上限額：90,970千円（消費税及び地方消費税含む。）
- (7) 補助事業完了後の維持管理等
補助事業により整備した施設及び設備等の維持管理及び更新に係る費用については、今後、伊是名村は一切負担しない。

3. 応募条件

本事業提案公募への応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条等に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 沖縄県内に本社、支社または営業所等を有する法人で、常に打合せ等が取れる体制にあること。

4. 公募スケジュール

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| (1) 公募内容のHP掲載開始 | 平成29年9月1日(金) |
| (2) 質問書の提出締切り | 平成29年9月8日(金) |
| (3) 参加申込書の提出締切り | 平成29年9月11日(月) |
| (4) 企画提案資格確認通知
及び企画提案書提出依頼 | 平成29年9月12日(火) |
| (5) 企画提案書等の提出締切り | 平成29年9月22日(金) 必着 |
| (6) 提案書審査 | 平成29年9月25日(月) 必要に応じてプレゼンを行う |
| (7) 審査結果の通知 | 平成29年9月26日(火) ※予定 |

5. 実施要領等の掲示

村ホームページに、平成29年9月1日(金)から公募要領等を掲載する。

6. 質問受付及び回答

公募要領等について質問がある場合は、質問書により提出すること。

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | 質問書(様式1) |
| (2) 提出期限 | 平成29年9月8日(金) |
| (3) 提出方法 | 電子メール
noy11-m@vill.izena.okinawa.jp (企画政策課 前川尚也)
FAX 0980-45-2467
※FAX及び電子メール両方にて提出すること。件名については、「伊是名村植物工場整備事業に関する質問」と記載する。 |
| (4) 回答方法 | 質問に対する回答は、村ホームページにおいて公開する。
掲載URL http://vill.izena.okinawa.jp/ |

7. 参加申込書の提出

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | 参加申込書(様式2)及び添付書類
ア 企業概要・・・(様式3)
イ 誓約書・・・(様式4)
ウ 実績調書・・・(様式5)
エ 定款及び登記事項証明書
オ 法人税及び事業税に滞納がないことを証明する書類
カ 財務諸表 |
| (2) 提出期限 | 平成29年9月11日(月) 17時 |
| (3) 提出方法 | メール及び郵送(消印有効) |
| (4) 提出場所 | 伊是名村役場 企画政策課
〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1203番地 |

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提案資格確認結果通知書により提案資格が認められた参加者については、企画提案書を提出することができる。その際、必要な書類は次のとおりである。

提出書類		様式
①	企画提案書	任意様式
②	事業実施計画	任意様式（参考様式1）
③	事業実施体制	任意様式（参考様式2）
④	事業費見積書	任意様式

(2) 作成要領

- ①提案は、基本的な考え方や特筆すべき点を文書や図表等で簡潔に記述すること。
- ②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に遅れた提出資料は、これらを一切受け付けない。
- ③提出された書類は原則返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。

(3) 提出部数 10部（正本1部、副本9部（複写可））

- ・ 正本はファイル綴じにせず、クリップ等でとめること。
- ・ 副本は1部ごとに、A4版縦型ファイル等で綴ること。

(4) 提出期限 平成29年9月22日（金）17時 必着

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること）

(6) 提出場所 伊是名村役場 企画政策課

〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田 1203 番地

9. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ①審査会による審査において、本要領に基づき提出された企画提案書等提出書類一式について、審査基準に基づき審査を行い、総合的に補助候補者を選定する。
- ②審査会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ③審査会により選定した補助事業候補者が辞退した場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

(2) 審査の観点

審査の観点は次のとおりである。

ア 事業内容及び実施方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性
- ② 事業内容の妥当性
- ③ 実施方法の妥当性・効率性

イ 事業の効果

- ① 事業効果の考え方
- ② 今後の展開

ウ 事業実施主体の適格性

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性等の有無
- ③ 類似事業の実績の有無
- ④ 経費処理能力の適格性

(3) 審査結果

審査結果の通知については、担当課は補助事業候補者を決定した後、各企画提案者に対して速やかに文書で通知する。

10. 参加の辞退

参加申込書（様式2）を提出した者が、参加を途中で取り止める場合には、参加辞退届（様式6）を担当課へ郵送により提出しなければならない。

11. その他

- (1) 書類作成に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 応募の選定にあつては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 提出書類の著作権は申請者に帰属する。
- (5) 本要領に定めのないものについては、村と補助事業候補者が協議のうえ決定するものとする。

12. 問合せ先

〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田 1203 番地

伊是名村役場 企画政策課 前川尚也

電話 0980-45-2001 FAX 0980-45-2467

電子メール noy11-m@vill.izena.okinawa.jp

※事務取扱期限：土日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで